

広島県告示第九百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和六年十月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
藤野医院	庄原市東本町一丁目一番一二号	令和六年三月三十一日
あすか薬局 口和店	庄原市口和町大月五六四番一〇	令和六年三月三十一日
三上薬局 本町店	庄原市東城町東城二四一番地	令和六年三月一日
大竹中央クリニック	大竹市新町一丁目一番二五号	令和六年四月一日
なんば内科	安芸郡府中町本町二丁目五番一三三号	令和六年三月三十一日
海田よつ葉クリニック	安芸郡海田町栄町五番三二二号	令和六年四月三〇日
医療法人社団中村医院	三次市布野町上布野一四八五番地一	令和六年八月二八日
しんいち薬局	庄原市高野町新市七一一番地	令和六年七月三十一日
おかざき泌尿器科	東広島市西条栄町一〇番地三〇二〇一號	令和六年九月一日
オリーブ薬局	東広島市西条栄町一〇番地三〇	令和六年九月一日
消化器内科ぺんぎんクリニック	安芸郡府中町本町一丁目四番一三二號	令和六年九月一日
有限会社向洋薬局駅前店	安芸郡府中町青崎南二番地一一	令和六年八月三十一日
まさこ眼科クリニック	安芸郡熊野町出来庭三丁目三番三三三號	令和六年四月三〇日
もみじ薬局 戸河内店	山県郡安芸太田町戸河内八一三番地七	令和六年八月三十一日